

介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業のご案内

助 成 対 象 拡 充 の お 知 ら せ

令和8年度から、以下のとおり**助成対象を拡充しました**。

- サービス種別の追加
介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） の追加
- 要件の緩和
「事業所の介護従事職員が常勤換算で 15 人以下であること」
「法人全体の従事職員数が 300 人以下であること」 } 要件の削除
- 助成対象者の拡大
助成対象者を「介護従事職員」から「職員」に変更
（事務職やドライバーも対象とすることが可能に）

1. 事業の目的及び内容

杉並区内の 24 時間対応等のサービスの提供を行なっている介護保険サービス事業所に勤務する職員の処遇改善を図ることを目的に、対象となる事業者以下の費用を助成します。

- 非常勤介護職員の健康診断の費用を助成します。
- 事業所における職員のメンタルヘルス向上の支援として、精神科医師、臨床心理士、産業カウンセラーによる精神保健相談（面接相談、カウンセリング等）の費用を助成します。

2. 対象となる事業所

以下の(1)、(2)のすべてを満たす事業者(法人)が対象となります。

(1) 次のサービスのいずれかを実施している事業所を運営していること

① 訪問介護	⑦ 看護・小規模多機能型居宅介護
② 訪問看護	⑧ 認知症対応型共同生活介護
③ 短期入所生活介護	⑨ 介護老人福祉施設(地域密着型を含む)
④ 短期入所療養介護	⑩ 介護老人保健施設
⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑪ 介護医療院
⑥ 夜間対応型訪問介護	⑫ 特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)

(2) 上の(1)の事業所が次の条件に該当すること

- ① 24 時間対応、深夜対応又は夜間早朝対応の在宅サービスを提供するものであること。ただし、夜間早朝対応については、前年度中に加算取得実績があること。
 - ② 交付の申請から助成金の請求まで、現に事業者として開所していること。
- ※ 申し込みが多い場合は、24 時間対応を実施している事業所を優先します。
次に深夜対応の実施、夜間早朝対応の実施をしている順とします。

3. 健康診断の検査項目

助成対象となる健康診断とは、労働安全衛生規則第44条第1項各号に定める定期健康診断です。

① 既往歴および業務歴の調査	⑦ 肝機能検査
② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	⑧ 血中脂質検査
③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	⑨ 血糖検査
④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査	⑩ 尿検査
⑤ 血圧の測定	⑪ 心電図検査
⑥ 貧血検査	

※上記項目のうち一部の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でない
と認めるときは、省略することができます。なお、上記と同時にを行ったその他の検査項目も含むもの
とします。

4. 助成金額

1事業所 75,000円まで（交付金の支払は、申請全事業者の請求書類が整ってからになります。）

助成限度額の範囲内で、以下の金額を**事業者(法人)**に助成します。

※ 領収書の宛名が非常勤職員個人の場合、別に該当者の受け取りが確認できるものが必要になります。

(1) 非常勤職員の定期健康診断費用(上記3の健診と同時に行ったその他の検査項目も含む)

1人1回を限度とし、**7,500円を上限**に助成します。

(2) 精神保健相談に要する費用

全額の2分1を助成します。

※ 精神保健相談費用の助成を受けるためには、非常勤職員の健康診断を実施していることが必要
です。

5. 申込締切日 令和8年 10月1日(木)

6. 助成金の申請から交付までの流れ

(1) 区へ申請

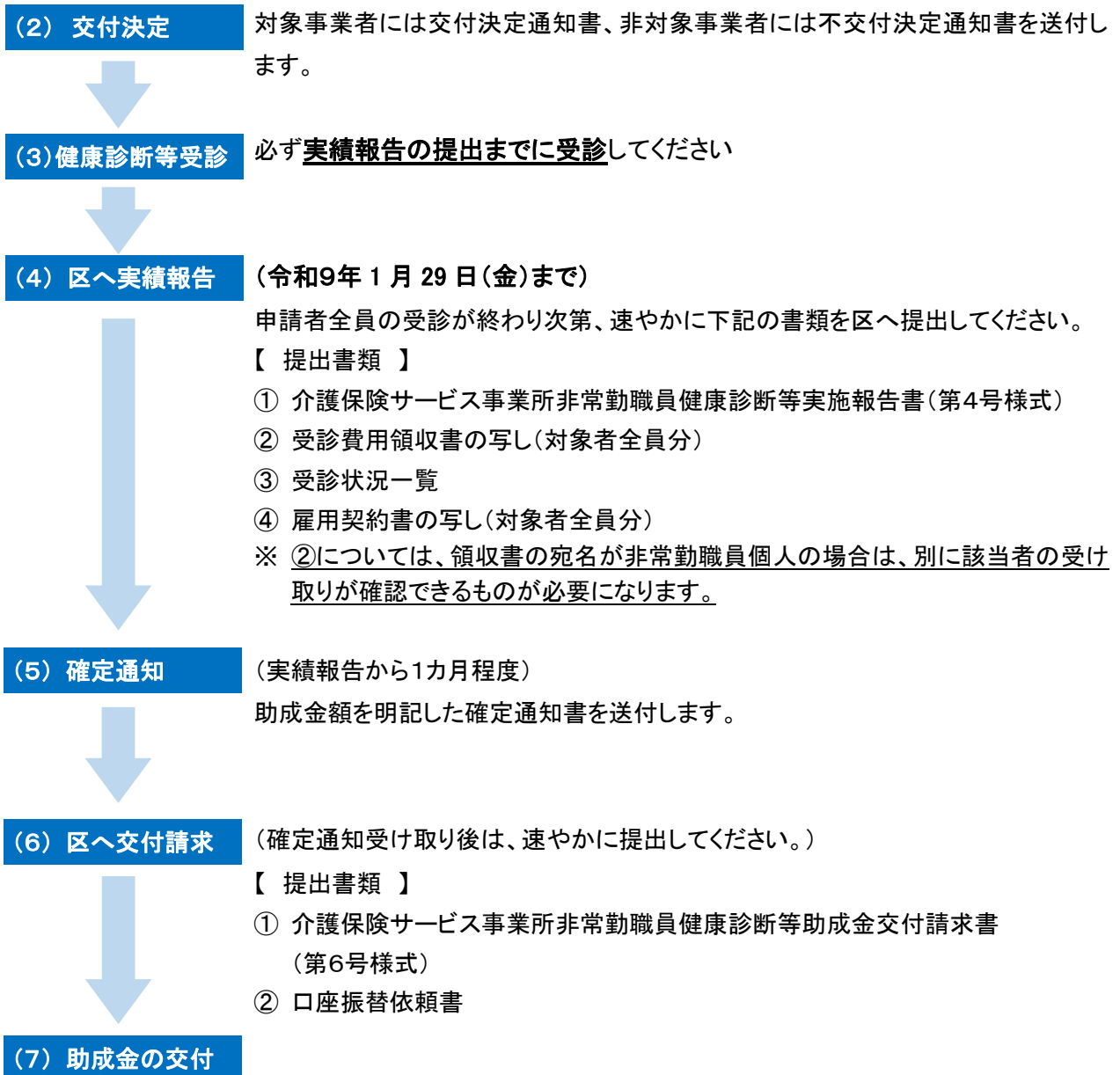
(令和8年 10月1日(木)まで)

受診予定者本人に同意を得た後、下記の書類を区へ提出してください

【 提出書類 】

- ① 助成申請書
- ② (別紙)理由書、助成を受けようとする事業の計画書(事業所概況説明書含む)
- ③ 定款及び役員名簿(原本証明した写し)
- ④ 収支予算書(原本証明した写し)
- ⑤ 国又は他の地方公共団体から助成を受ける又はその予定がある場合、その助成の程度を記載した書類(原本及び写し)
- ⑥ 財産目録(原本証明した写し)
- ⑦ 貸借対照表及び収支計算書(原本証明した写し)
- ⑧ 個人情報使用同意書(承諾者の印はゴム製スタンプ印は不可です)

※ ①、②、⑧の様式は、杉並区HPに掲載しております。



※ 助成金の交付を受けた事業者を対象に、令和9年4月頃に令和8年度助成対象職員在籍状況調査を行います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

7. 問い合わせ及び送付先

〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所 介護保険課 事業者係
非常勤職員健康診断等助成事業担当 あて
電話 03-3312-2111 内線1336